

○ 国営総合農地防災事業実施要領（平成元年7月7日付け元構改D第579号農林水産省構造改善局長通知）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第1 (略)</p> <p>(事業内容等)</p> <p>第2</p> <p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. 要綱第2の1の(3)の「耐震化」を行う農業用用排水施設は、次のいずれかに該当する施設であって、一度発生すれば大災害になり得る地震動に対する耐震性を有していないものとする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに係る地域にある施設にあっては、(1)から(3)までの規定にかかわらず、(1)から(3)までに規定する事項への影響が大きいもの</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震<u>防災</u>対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条第1項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域</p> <p>エ (略)</p> <p>5. ~ 6. (略)</p> <p>7. 要綱第2の1の(6)のアの「機能低下」とは、基幹土地改良施設が耐用年数以内にあって、障害を生じ、通常の維持管理に耐え</p>	<p>第1 (略)</p> <p>(事業内容等)</p> <p>第2</p> <p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. 要綱第2の1の(3)の「耐震化」を行う農業用用排水施設は、次のいずれかに該当する施設であって、一度発生すれば大災害になり得る地震動に対する耐震性を有していないものとする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに係る地域にある施設にあっては、(1)から(3)までの規定にかかわらず、(1)から(3)までに規定する事項への影響が大きいもの</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条第1項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域</p> <p>エ (略)</p> <p>5. ~ 6. (略)</p> <p>7. 要綱第2の1の(6)のアの「機能低下」とは、基幹土地改良施設が耐用年数以内にあって、<u>異常な天然現象により</u>障害を生じ、</p>

<p>ないことをいう。</p> <p>8. (略)</p> <p><u>9. 要綱第2の2の(2)の(イ)のcの「整備及び管理に係る費用」は、 「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針の制定について」（平成19年3月28日付け18農振第1596号農村振興局長通知）に基づき算出した総費用と、評価期間（40年に当該事業の工事期間を加えた期間）において発生する維持管理費の合計額とする。</u></p> <p><u>10. 要綱第2の2の(3)のイの(イ)に規定する通水能力等に相当する能力を有する農業用排水施設は、次の(1)又は(2)に掲げるものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>11. ~14.</u> (略)</p> <p>(負担軽減措置の指導)</p> <p>第3 本事業は、農業用排水施設の機能を回復し、災害の未然防止を図るものであることから、国庫負担額を除いた残額の負担については都道府県費、市町村費をもって充当し、受益農業者の負担軽減に努めるよう地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、<u>沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長</u>。）は都道府県知事、市町村長を指導するものとする。</p> <p>第4 (略)</p>	<p>通常の維持管理に耐えないことをいう。</p> <p>8. (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>9. 要綱第2の2の(3)のイに規定する通水能力等に相当する能力を有する農業用排水施設は、次の(1)又は(2)に掲げるものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>10. ~13.</u> (略)</p> <p>(負担軽減措置の指導)</p> <p>第3 本事業は、農業用排水施設の機能を回復し、災害の未然防止を図るものであることから、国庫負担額を除いた残額の負担については都道府県費、市町村費をもって充当し、受益農業者の負担軽減に努めるよう地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長）は都道府県知事、市町村長を指導するものとする。</p> <p>第4 (略)</p>
---	---

(複数の指定工事)	(複数の指定工事)
第5 要綱第5において、次の <u>全て</u> を満たす場合にあっては、特例的に複数の指定工事を指定することができる。 この場合、それぞれの指定工事ごとに土地改良事業計画において指定するとともに、要綱第6に定める事業の採択及び要綱第7に定める負担金の支払いの始期は、それぞれの指定工事ごとに適用する。 (1)・(2) (略)	第5 要綱第5において、次の <u>すべて</u> を満たす場合にあっては、特例的に複数の指定工事を指定することができる。 この場合、それぞれの指定工事ごとに土地改良事業計画において指定するとともに、要綱第6に定める事業の採択及び要綱第7に定める負担金の支払いの始期は、それぞれの指定工事ごとに適用する。 (1)・(2) (略)
第6 (略)	第6 (略)
(採択基準)	(採択基準)
第7 要綱第6の規定により、区分して採択する場合には、一期事業（当該事業のうち、早期に採択される部分をいう。以下同じ。）及び二期事業（当該事業のうち、一期事業以外の部分をいう。以下同じ。）の採択に当たり、二期事業についての地元（申請人又は関係土地改良区及び関係市町村）の採択についての意向を確認する書面が提出されていること <u>とする</u> 。	第7 要綱第6の規定により、区分して採択する場合には、一期事業（当該事業のうち、早期に採択される部分をいう。以下同じ。）及び二期事業（当該事業のうち、一期事業以外の部分をいう。以下同じ。）の採択に当たり、二期事業についての地元（申請人又は関係土地改良区及び関係市町村）の採択についての意向を確認する書面が提出されていること。
(国の負担割合の要件)	(国の負担割合の要件)
第8 要綱第3の「農振局長が別に定める要件」は、要綱第2の2に掲げる農業用排水施設と一体となって効果を発現するものであり、かつ、末端支配面積がおおむね20ha以上の農業用排水施設であること <u>とする</u> 。	第8 要綱第3の「農振局長が別に定める要件」は、要綱第2の2に掲げる農業用排水施設と一体となって効果を発現するものであり、かつ、末端支配面積がおおむね20ha以上の農業用排水施設であること。

(削る。)

(経過措置)

第9 この通達による廃止前の「国営かんがい排水事業と併せ行う国営農地防災排水事業の取扱いについて」（昭和 54 年 11 月 19 日付け 54 構改 D 第 870 号構造改善局長通知）又は「国営かんがい排水事業と併せ行う地盤沈下排水対策事業の取扱いについて」（昭和 60 年 5 月 18 日付け 60-512 構造改善局建設部長通知）（以下「両旧通達」という。）に基づき、昭和 63 年度以前に採択された事業については、なお従前の例による。

この場合において、従前の例によるものとされる事業の平成 3 年度及び平成 4 年度における国庫負担率については、国営かんがい排水事業と併せ行う国営農地防災排水事業の取扱いについての第 4 の 1 及び国営かんがい排水事業と併せ行う地盤沈下排水対策事業の取扱いについての第 5 の 1 中「65%」とあるのは「60 %」であることに留意されたい。

別表第 1

農業用水に関する水質の基準値及び測定法

項目	基準値	測定法
水素イオン濃度 (pH)	6.0 以下又は 7.5 以上	<u>日本産業規格</u> K 0102 (以下「規格」という) 12・1 に掲げる方法

別表第 1

農業用水に関する水質の基準値及び測定法

項目	基準値	測定法
水素イオン濃度 (pH)	6.0 以下又は 7.5 以上	<u>日本工業規格</u> K 0102 (以下「規格」という) 12・1 に掲げる方法

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2 (略)			別表第2 (略)		

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

国営総合農地防災事業実施要領

平成元年 7月 7日付け元構改D第 579 号
最終改正 令和 5 年 4 月 1 日付け 4 農振第 3485 号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省農村振興局長

(適用)

第 1 国営総合農地防災事業（以下「本事業」という。）の実施については、国営総合農地防災事業実施要綱（平成元年 7月 7日付け元構改D第 486 号農林水産事務次官依命通達。以下「要綱」という。）によるもののほか、この要領に定めるところによる。

(事業内容等)

第 2

1. 要綱第 2 の 1 の (1) の「機能が低下している」とは、次のいずれかに該当することをいう。
 - (1) 地盤沈下（地下水の採取が法律等により規制されている地域内の地盤沈下をいう。）、流域開発等の他動的要因により農業用用排水の効用がおおむね 30%以上低下していること。
 - (2) 家庭雑排水等の流入に起因して農業用用排水の水質の基準値が、農業用水にあっては別表第 1 、農業排水にあっては別表第 2 の基準を満たすものであること。
 2. 要綱第 2 の 1 の (2) の「豪雨により排水能力不足が顕著となった農業用排水施設」とは、おおむね過去 10 年間に想定を上回る豪雨による農地、農作物及び農業用用排水施設に関する被害額が当該地域の農業所得額の 10% を超過した地域にある施設とする。
 3. 要綱第 2 の 1 の (2) の「豪雨災害を防止」とは、最大で 30 年に 1 回程度までの降雨規模に対応する整備水準の範囲内での対策のことをいう。
 4. 要綱第 2 の 1 の (3) の「耐震化」を行う農業用用排水施設は、次のいずれかに該当する施設であって、一度発生すれば大災害になり得る地震動に対する耐震性を有していないものとする。
 - (1) 施設周辺に主要道路や鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が極めて大きい施設
 - (2) 地域防災計画によって避難路に指定されている道路に隣接するなど、避難・救護活動への影響が極めて大きい施設
 - (3) 地域の経済活動や生活機能への影響が極めて大きい施設
 - (4) 次のいずれかに係る地域にある施設にあっては、(1)から(3)までの規定にかかわらず、
 - (1)から(3)までに規定する事項への影響が大きいもの
- ア 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項に規定する地震防災対策強化地域

- イ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域
 - ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 3 条第 1 項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
 - エ 首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項に規定する首都直下地震緊急対策区域
5. 要綱第 2 の 1 の(5)の「防災重点農業用ため池」とは、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和 2 年法律第 56 号）第 2 条第 2 項に規定するものという。
 6. 要綱第 2 の 1 の(6)のアの「地震等の異常な天然現象」とは、地震、暴風洪水、高潮その他異常な天然現象をいう。
 7. 要綱第 2 の 1 の(6)のアの「機能低下」とは、基幹土地改良施設が耐用年数以内にあって、障害を生じ、通常の維持管理に耐えないことをいう。
 8. 要綱第 2 の 1 の(6)のアの「構造が河川管理上不適当であること等」とは、構造物の強度の不足、洪水流下能力の不足、構造物の転倒等の可能性その他これらに類する事由により河川の治水機能が低下していることをいう。
 9. 要綱第 2 の 2 の(2)の(イ)の c の「整備及び管理に係る費用」は、「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針の制定について」（平成 19 年 3 月 28 日付け 18 農振第 1596 号農村振興局長通知）に基づき算出した総費用と、評価期間（40 年に当該事業の工事期間を加えた期間）において発生する維持管理費の合計額とする。
 10. 要綱第 2 の 2 の(3)のイの(イ)に規定する通水能力等に相当する能力を有する農業用用排水施設は、次の(1)又は(2)に掲げるものとする。
 - (1) 当該施設により用水の供給を受ける土地において必要な農業用水の過半を超える用水を供給するための一連の用水系統を構成する用水施設
 - (2) 排水施設
 11. 要綱第 2 の 2 の(10)のアの「(1)から(6)まで及び(8)に掲げる末端支配面積の要件（以下「末端支配面積要件」という。）を満たさない農業用用排水施設に係る水管理システムの整備を行うことが必要である場合」とは、本事業として行う方が地区全体の農業被害の解消等の面から効率的かつ効果的であることが明らかな場合をいう。
 12. 要綱第 2 の 2 の(10)のイの「農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める要件」とは、第 2 の 1 の(2)に該当する機能の低下に係るものであることとする。
 13. 要綱第 2 の 2 の(11)の「重要度及び緊急性が高い施設」とは、次の(1)及び(2)に該当するものとする。
 - (1) 重要度が高い施設とは、損傷、機能停止等が発生した場合、次のいずれかに該当する施設とする。ただし、要綱第 2 の 1 の(3)の対策が必要な施設は、(ア)から(ウ)までの規定にかかわらず、第 2 の 4 に規定した要件を満たすものとする。
 - (ア) 施設周辺に主要道路や鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が大きいもの
 - (イ) 地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど、避難・救護活動

への影響が大きいもの

(イ) 地域の経済活動や生活機能への影響が大きいもの

(2) 緊急性が高い施設とは、不測の事態が発生した施設とする。

14. 要綱第2の1の(1)から(6)まで及び(8)に掲げる事業の対象となる農業用用排水施設と一体的に整備される太陽光発電施設は、次に掲げるものとする。

ア 停電時にも農業用用排水施設の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業用用排水施設に直接供給できる機能を有するもの

イ 停電時にも発電電力を農業用用排水施設の管理所内の電気設備に直接供給できる機能を有するもの

(負担軽減措置の指導)

第3 本事業は、農業用用排水施設の機能を回復し、災害の未然防止を図るものであることから、国庫負担額を除いた残額の負担については都道府県費、市町村費をもって充当し、受益農業者の負担軽減に努めるよう地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。）は都道府県知事、市町村長を指導するものとする。

(調査及び全体実施設計等の実施)

第4

1. 要綱第4に規定する調査及び全体実施設計の実施は、調査については、国営土地改良事業地区調査実施要領（平成元年7月7日付け元構改C第717号構造改善局長通知）、全体実施設計については、全体実施設計要綱（昭和54年3月20日付け54構改D第131号構造改善局長通知）に基づき行うものとする。

2. 耐震化対策の実施に当たっては、学識経験者等により構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置し、次に掲げる事項について意見を聴取するものとする。

(1) 施設の重要度

(2) 施設の耐震性

(3) 耐震対策工法

(4) その他必要な事項

また、事業実施期間中等も必要に応じて第三者委員会の意見を聴取するものとする。

(複数の指定工事)

第5 要綱第5において、次の全てを満たす場合にあっては、特例的に複数の指定工事を指定することができる。

この場合、それぞれの指定工事ごとに土地改良事業計画において指定するとともに、要綱第6に定める事業の採択及び要綱第7に定める負担金の支払いの始期は、それぞれの指定工事ごとに適用する。

(1) 1の指定工事とした場合、著しく多額の事業費を要することとなるとともに、それぞれの指定工事ごとに一定規模以上のまとまりを有すること。

(2) それぞれの指定工事ごとの完了の時期が大幅に異なると明らかに見込まれること。

(一括採択の特例)

第6 次に掲げる場合には、要綱第6の規定にかかわらず指定工事と指定工事以外の工事とを同時に採択できるものとする。

- (1) 指定工事と指定工事以外の工事に区分した場合、いずれかの区分の総事業費が全体事業費に比べて著しく小さい場合
- (2) 工事工程から、一括して採択することが必要と認められる場合

(採択基準)

第7 要綱第6の規定により、区分して採択する場合には、一期事業（当該事業のうち、早期に採択される部分をいう。以下同じ。）及び二期事業（当該事業のうち、一期事業以外の部分をいう。以下同じ。）の採択に当たり、二期事業についての地元（申請人又は関係土地改良区及び関係市町村）の採択についての意向を確認する書面が提出されていることとする。

(国の負担割合の要件)

第8 要綱第3の「農振局長が別に定める要件」は、要綱第2の2に掲げる農業用用排水施設と一体となって効果を発現するものであり、かつ、末端支配面積がおおむね20ha以上の農業用用排水施設であることとする。

別表第1

農業用水に関する水質の基準値及び測定法

項目	基準値	測定法
水素イオン濃度 (pH)	6.0 以下又は 7.5 以上	日本産業規格 K0102 (以下「規格」という) 12・1 に掲げる方法
化学的酸素要求量 (COD)	6 mg/l 以上	規格 17 に掲げる方法
無機浮遊物質 (SS)	100 mg/l 以上	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表 6 に掲げる方法
溶存酸素 (DO)	5 mg/l 以下	規格 32 に掲げる方法
全窒素濃度 (T-N)	1 mg/l 以上	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表 7 に掲げる方法
砒素	0.05 mg/l 以上	規格 61 に掲げる方法
シアン	検出されること	規格 38・1・2 及び 38・2 又は 38・1・2 及び 38・3 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されること	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表 4 の第 1 及び第 2 に掲げる方法
有機リン	検出されること	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表 1 及び 2 又は 規格 31・1 に掲げる方法
カドミウム	0.01 mg/l 以上	規格 55・2 に掲げる方法
鉛	0.1 mg/l 以上	規格 54・2 に掲げる方法
クロム	0.05 mg/l 以上	規格 65・2 に掲げる方法

別表第2

農業排水に関する水質の基準値及び測定法

項目	基準値	測定法
水素イオン濃度 (pH)	6.0 以下又は 8.5 以上	規格 12・1 に掲げる方法
生物化学的酸素要求量 (BOD)	10 mg/l 以上	規格 21 に掲げる方法
浮遊物質量 (SS)	ゴミ等の浮遊が認められること	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表 6 に掲げる方法
溶存酸素量 (DO)	2 mg/l 以下	規格 32 に掲げる方法